

記載している内容は日々変わるため簡略化しています。詳細についてはHPなどでご確認ください。

助成金・補助金

売上が減少し、  
家賃等の支払が大変

上越市事業継続支援  
緊急助成金

- ・土地、建物、車両などの賃貸借契約に基づく  
賃借料3ヶ月分について助成
- ・従業員5人以下：15万円、5人超：30万円

上越市産業政策課  
025-526-5111  
(内1727)



自社の従業員  
を休ませた

雇用調整助成金

- ・1人1日8,330円上限
- ・中小企業4/5(解雇なし9/10)
- ・適用日1/24まで遡れる
- ・計画届6月末までの事後提出が可能

ハローワーク上越  
025-523-6121  
部門コード31#



上越市雇用調整助成金  
申請費補助金

- ・雇用調整助成金の申請にあたり社会保険労務士等  
へ委託する委託費用の補助
- ・10万円上限(一事業者につき1回まで)

上越市産業政策課  
025-526-5111  
(内1266)



給付金

コロナ関連で  
売上が半減した

持続化給付金  
※現在、国で審議中  
5月上旬正式決定見込み

- ・前年総売上-(前年同月比△50%月の売上×12ヶ月)
- ・法人 200万円上限、個人事業者 100万円上限
- ・オンライン若しくは郵送による手続き

持続化給付金  
事務局  
0120-115-570



融資

コロナ関連で  
売上が減少した  
ので融資を受けたい

新型コロナウイルス  
感染症特別貸付※

- ・売上5%以上減 信用力、担保に依らず融資後  
3年間基準金利\*2\*3 -0.9%
- ※売上減少要件に該当する場合、当初3年間実質無利子

日本政策金融公庫  
高田支店  
025-524-2340



新型コロナウイルス  
対策マル経  
(コロナマル経)

- ・売上5%以上減
- ・既存マル経の別枠で最大1,000万円
- ・基準利率\*1 -0.9%

上越商工会議所  
025-525-1185



上記に該当しないが  
融資を受けたい

小規模事業者  
経営改善資金制度融資  
(マル経融資)

- ・マル経最大2,000万円
- ・当所利子補給(融資後1年間分)
- 運転 基準利率-0.4%分(5月31日推薦分まで)
- 設備 基準利率-0.3%分(令和3年3月末日推薦分まで)
- ※設備については、さらに-0.5%分上越市から  
利子補給あり(同日推薦分まで)

上越商工会議所  
025-525-1185

< 基準利率 >

- \*1 マル経：1.21%
- \*2 コロナ貸付：1.36%
- \*3 普通貸付：2.16%
- 上記\*2に該当しない場合

設備投資

持続した販路開拓  
をしたい

小規模事業者  
持続化補助金

- ・自ら策定した経営計画に基づき実施する地道な  
販路開拓等の取り組み費用の補助
- ・補助率2/3 補助上限額50万円

上越商工会議所  
025-525-1185



新製品・サービス等  
設備投資をしたい

ものづくり補助金  
(一般型)

- ・付加価値額や給与支給総額等一定程度向上する  
計画に従い実施した設備投資を補助
- ・補助率2/3 補助上限額1,000万円

ものづくり補助金  
サポートセンター  
050-8880-4053

